様式第３号（第７条関係）

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　様

鳥取県知事

（公印省略）

　鳥取県スポットワーク導入支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県スポットワーク導入支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第７条第２項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第１項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第８条第１項及び規則第18条第１項の規定により通知します。

記

１ 補助活動

本補助金の補助活動の内容は、・・・・・・・・・・・とする。

２ 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助活動の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額 金　　　　　　　　　円

（２）交付決定額 金　　　　　　　　　円

３ 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記２の（２）の交付決定額のとおりとする。

４ 補助規程の遵守

本補助金の収受等に当たっては、規則及び鳥取県スポットワーク導入支援補助金補助金交付要綱の規定に従わなければならない。